

群馬県観光ロゴマーク取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、「群馬県観光ロゴマーク」（以下「観光ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

（キャンペーンロゴマークに関する権限）

第2条 キャンペーンロゴマークに関する一切の権限は、群馬県（以下「県」という。）に属する。

（使用承認の申請等）

第3条 観光ロゴマークを使用する者は、あらかじめ県の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県及び群馬県観光物産国際協会、協議会等が主体となって使用する場合
- (2) 市町村等の公共団体等が使用する場合
- (3) ググっとぐんま観光宣伝推進協議会の構成団体が使用する場合
- (4) 鉄道会社、旅行会社、雑誌社等が群馬県への観光誘客を目的としたキャンペーン、旅行商品、記事等に使用する場合
- (5) 新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (6) その他使用承認の手続きを必要としないと県が認めた場合

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、観光ロゴマーク使用承認申請書（様式1）に次の各号に定める書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 観光ロゴマークの使用内容が分かる資料
- (3) その他県が必要と認める書類

（使用承認等）

第4条 県は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当し、又はそのおそれのある場合、その他承認することが不適当と県が認めた場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 県の信用又は品位を害する場合
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (3) 事業者等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承認することを県が不適当と認めた場合

（使用承認の条件）

第5条 県は、使用承認のために必要があると認める場合には、観光ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

（観光ロゴマークの使用料）

第6条 観光ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 観光ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある使用はしないこと。
- (2) 別に定める「群馬県観光ロゴマークデザインマニュアル」に従い、色、形式などを正しく使用すること。
- (3) 承認された用途のみに使用し、第5条により県が指示する使用条件等がある場合には、その指示に従うこと。

(承認内容の変更等)

第8条 観光ロゴマークを使用する者が、使用承認の内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式2)を県に提出しなければならない。

2 県は、前項に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、観光ロゴマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者が、この要領に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他観光ロゴマークの使用継続が不適当であると認められた場合

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しのあった日以降、当該承認に係る観光ロゴマークを使用してはならない。

(使用状況の調査等)

第10条 県は、使用者に、観光ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第11条 県は、この要領により観光ロゴマーク使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

2 県は、第9条第1項に基づき観光ロゴマークの使用承認を取り消された者に生じる経費(回収費用等)を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 県は、観光ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務の委任)

第13条 県は、観光ロゴマーク使用申請及び承認等に係る一切の事務を、ググっとぐんま観光宣伝推進協議会(以下「協議会」という。)へ委任する。

2 協議会が事務を行うに際しては、この要領を準用するものとし、この要領中「県」とあるものは「協議会」と読み替えることとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、観光ロゴマーク使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年9月28日から適用する。

附則

この要領は、令和5年3月15日から適用する。